

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	仕 入	200,000	支 払 手 形 買 掛 金	90,000 110,000
2	前 払 金	30,000	当 座 預 金	30,000
3	当 座 預 金	90,000	償 却 債 権 取 立 益	90,000
4	当 座 預 金	180,000	前 受 金 仮 受 金	140,000 40,000
5	租 税 公 課 引 出 金	200,000 150,000	当 座 預 金	350,000

・解説

1. 仕入取引に関する問題です。

この問題は【約束手形に関する仕訳】【掛け仕入に関する仕訳】に分けて考えましょう。

【約束手形に関する仕訳】

問題文に「代金のうち 円 90,000 については中京商店を名宛人とする約束手形を振り出して支払い」とあるので、90,000 円については支払手形勘定で処理します。

★解答仕訳①

(借) 仕入 90,000 / (貸) 支払手形 90,000

【掛け仕入に関する仕訳】

残りの 110,000 円 (=200,000 円 - 90,000 円) に関しては、掛け仕入しただけなので簡単です。

★解答仕訳②

(借) 仕入 110,000 / (貸) 買掛金 110,000

以上、①②をまとめると解答仕訳になります。

2. 前払金に関する問題ですが、内金として支払った 30,000 円を前払金勘定で処理するだけです。

仕入勘定や仮払金勘定を使って仕訳を切らないように気をつけてください。

■前払金と仮払金の違い

- ・前払金 … 何のためのお金かはっきりしている状態で、先に支払った場合に計上する勘定
- ・仮払金 … 何のためのお金かはっきりしていないが、とりあえず先に支払った場合に計上する勘定

本問の場合は、問題文に「名城商店に対して商品 円 70,000 を注文し、内金として 円 30,000 の小切手を振り出して渡した」とあり、なんのためのお金かはっきりしている状態で支払っているため、前払金勘定で処理します。

前払金がメインの問題は、第 120 回の間 4や第 126 回の間 1でも出題されているので、あわせてご確認ください。いずれも簡単な問題です。

3. 償却債権取立益に関する問題です。

貸倒債権を回収した場合の仕訳は、貸倒処理した時期によって異なります。

■前期以前貸倒処理・当期回収

本問のように、前期（以前）に貸倒処理した債権を当期に回収した場合、貸倒処理時に計上した貸倒損失や貸倒引当金を取り消すのではなく、**償却債権取立益**を計上します。

☆参考・貸倒時の仕訳

(借) 貸倒損失 or 貸倒引当金 120,000 / (貸) 売掛金 120,000

★解答・回収時の仕訳

(借) 当座預金 90,000 / (貸) 償却債権取立益 90,000

■当期貸倒処理・当期回収

一方、当期に貸倒処理した債権を当期に回収した場合、貸倒処理時に計上した貸倒損失や貸倒引当金を取り消します。

☆参考・貸倒時の仕訳

(借) 貸倒損失 or 貸倒引当金 **** / (貸) 売掛金 ****

☆参考・回収時の仕訳

(借) 当座預金 **** / (貸) 貸倒損失 or 貸倒引当金 ****

なお、問題文の「**貸倒引当金勘定には ¥ 90,000 の残高がある**」という記述はダミーデータなので、引っかけからないように注意してください。

償却債権取立益に関する問題は、第 104 回の間 1や第 117 回の間 3、第 141 回の間 3でも出題されているので、あわせてご確認ください。

4. 仮受金・前受金に関する問題です。

仮受金と前受金は「お金を受け取ったときに計上する」点は同じですが、その性質（どんなお金か？）によって正しく使い分ける必要があります。

- ・仮受金 … **内容が不明**のお金を受け取った場合に仮に計上する勘定
- ・前受金 … **商品売買に先立って**お金を受け取った場合に計上する勘定

仮受金と前受金についてはきちんと区別できるようにしておいてください。なお、商品売買に先立って受け取るお金には「内金」と「手付金」の2種類がありますが、受験簿記では両者を区別して押さえる必要はありません。どちらも受け取ったら前受金で処理します。

本問は、問題文に「**¥ 140,000**については得意先金城商店から注文を受けたさいに受け取った手付金であることが判明」とあり、当座預金口座に振り込まれたお金が注文品の手付金と分かっているので、**前受金**で処理します。

残額の40,000円は、問題文に「**詳細については不明である**」とあり、振り込まれたお金が何のためのものか判明していませんので、**仮受金**で処理します。

仮受金と前受金に関する問題は、第101回の間1や第109回の間5、第112回の間3、第116回の間3、第125回の間3、第132回の間5、第137回の間5などでも出題されているので、あわせてご確認ください。

5. 資本の引き出し・租税公課に関する問題です。

営業用店舗の固定資産税を納付した場合は**租税公課**で費用処理し、事業主の所得税を会社が肩代わりして納付した場合は**資本の引き出し**として処理します。

なお、本問は問題で列挙されている勘定科目の中に引出金がある（資本金がない）ので、資本の引き出しに関する仕訳は**引出金**で処理します。

- ・営業用店舗の固定資産税（200,000円）：**租税公課**で費用処理
- ・事業主の所得税（150,000円）：**引出金**で処理

資本の引き出しに関する問題は、第102回の間3や第106回の間4、第107回の間2、第111回の間3、第114回の間2、第117回の間5、第122回の間1、第125回の間2、第126回の間5、第129回の間5、第133回の間3、第135回の間4、第136回の間1、第139回の間4、第145回の間1、第147回の間2でも出題されているので、あわせてご確認ください。

租税公課に関する問題は第106回の間4や第107回の間2、第111回の間3、第122回の間1、第125回の間2、第129回の間5、第133回の間3、第135回の間4、第137回の間2、第139回の間4、第141回の間5、第146回の間3、第147回の間2、第150回の間5でも出題されているので、こちらもあわせてご確認ください。